

8. 臓器提供施設と検査室の関わりについて

8-2) 当院は提供施設ですが、まったく知りませんでした。技師が関わることはありますか

臓器提供を行うことができる施設は、厚生労働省から臓器提供施設に該当するとの通知を受けて、その体制が整っている施設に限定されています。しかしながら通知を受けても現時点で体制不備と自施設で判断されたところは、検査室まで情報が流れていない可能性もあります。しかし、それなりの設備を持った病院に勤務されている臨床検査技師であれば、昨今の臓器移植という世論の情勢から検査室を総括する技師長に聞いておくことも必要ではないかと考えます。

臨床検査技師は法的脳死判定に重要な関わりを持ちます。それは救命の検査もさることながら、脳死判定となった場合においては、唯一記録が残る脳波検査を担当することになるからです。また、脳波検査だけでなく、感染症の有無や血液検査、血液ガス測定なども検査するために検査部門全体で、ある程度の知識と理解を深めるような勉強会の開催なども有効と思います。